

## 第3節 実態調査結果

### 1 騒音の状況

#### (1) 一般環境騒音

##### ア 調査地点

道路に面する地域以外の地域における騒音（一般環境騒音）の実態を把握するため、13市町が表2.3.1のとおり、73地点において調査を実施しました。

表 2.3.1 一般環境騒音の調査地点数（16年度）

市 町	調査地点数	市 町	調査地点数	市 町	調査地点数
富山市* <sup>1</sup>	13 (13)	砺波市	1 (1)	小杉町* <sup>3</sup>	2 (2)
高岡市* <sup>2</sup>	18 (18)	小矢部市	13 (13)	大島町* <sup>3</sup>	1 (1)
新湊市* <sup>3</sup>	1 (1)	大沢野町* <sup>1</sup>	2 (1)	福岡町	1 (1)
氷見市	6 (5)	朝日町	4 (4)	合 計	73 (69)
滑川市	8 (7)	婦中町* <sup>1</sup>	3 (2)		

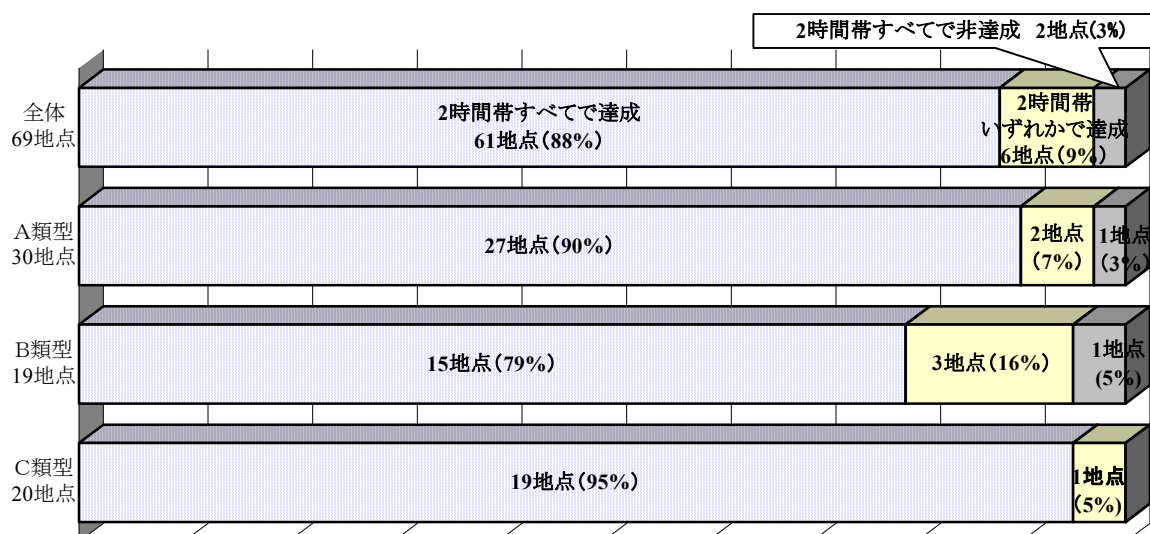
注1 ( )内は、調査地点数のうち、環境基準が定められている地点であって、昼間及び夜間とも調査を実施した地点数である。

2 \*1は現富山市、\*2は現高岡市、\*3は現射水市である。（17年11月1日における行政区分による。）

##### イ 環境基準の達成状況

一般環境騒音の調査地点のうち、環境基準に係る地域の類型が指定されており、かつ、昼間及び夜間とも調査を実施した69地点の環境基準の達成状況は、図2.3.1のとおりで、昼間及び夜間の2時間帯すべてで環境基準を達成している地点は61地点（88％）であり、昼間及び夜間のいずれかで環境基準を達成している地点は6地点（9％）でした。

図 2.3.1 一般環境騒音の環境基準達成状況（16年度）



(2) 自動車騒音

ア 一般道路における自動車騒音

(ア) 調査地点

一般道路に面する地域における自動車騒音の実態を把握するため、県及び16市町が、**表2.3.2**のとおり、144地点において調査を実施しました。

表 2.3.2 自動車騒音の調査地点数（16年度）

市 町	調査地点数		市 町	調査地点数		市 町	調査地点数	
	市 町	県		市 町	県		市 町	市 町
富山市* <sup>1</sup>	7		砺波市	0	1	小杉町* <sup>3</sup>	0	1
高岡市* <sup>2</sup>	30	2	小矢部市	4	1	大門町* <sup>3</sup>	6	
新湊市* <sup>3</sup>	4	1	南砺市	1		大島町* <sup>3</sup>	6	
魚津市	19	1	大沢野町* <sup>1</sup>	11	1	福岡町* <sup>2</sup>	1	
氷見市	11	1	朝日町	5		合 計	132	12
滑川市	8	1	八尾町* <sup>1</sup>	2				
黒部市	5	1	婦中町* <sup>1</sup>	12	1			

注1 \*1は現富山市、\*2は現高岡市、\*3は現射水市である。（17年11月1日における行政区分による。）

2 上記調査地点数のうち面的評価を実施したのは県12地点（12区間）、富山市3地点（3区間）である。

(イ) 環境基準の達成状況等

県及び富山市が実施した日交通量が多い15区間の環境基準の達成状況は、**表2.3.3**、**表2.3.4**のとおりで、環境基準を100%達成している区間は11区間（区間数の割合74%）で、達成戸数は704戸（評価対象戸数の89%）でした。

また、その他の129地点における騒音の調査結果は、**表2.3.5**のとおりでした。

表 2.3.3 一般道路における自動車騒音の環境基準達成状況（16年度）

区 分	評価区間数	評価対象戸数	環境基準達成率(%)			
			達成区間数	達成戸数	一部達成区間数	一部達成戸数
道路に面する地域	15	793	11 ( 74)	704 ( 89)	4 ( 26)	19 ( 2)
内 訳	国 道	8	6 ( 60)	583 ( 87)	4 ( 40)	19 ( 3)
	県 道	4	4 (100)	106 (100)	0	0
	その他	1	15	1 (100)	15 (100)	0

注1 評価区間数とは、面的評価を行った区間数である。

2 評価対象戸数とは、評価区間における住居等の戸数である。

3 達成区間数とは、評価区間における住居等の全てが昼間(6時～22時)及び夜間(22時～翌日6時)ともに環境基準を達成している区間の数である。

4 達成戸数とは、評価対象戸数のうち昼間及び夜間ともに環境基準を達成している住居等数である。

5 一部達成区間数とは、昼間又は夜間において環境基準を達成していない住居等がある区間の数である。

6 一部達成戸数とは、昼間又は夜間において環境基準を達成していない住居等の数である。

7 ( )内の数値は、評価区間数、評価戸数に対する達成数の割合で、単位は%である。

表 2.3.4 自動車交通騒音の環境基準達成率の経年変化

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
達成区間数/評価区間数	2/12(17)	6/12(50)	6/12(50)	7/12(59)	11/15(74)
達成戸数/評価対象戸数	173/243(71)	151/220(69)	171/201(85)	185/207(89)	704/793(89)

注 ( ) 内の数値は、環境基準達成率で、単位はパーセントである。

表 2.3.5 一般道路における自動車騒音の調査結果（16年度）

地域の類型	調査地点数	昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)
		(6時～22時)	(22時～6時)
A	11	45 ～ 70	38 ～ 64
B	32	57 ～ 71	41 ～ 67
C	52	50 ～ 75	40 ～ 72
その他	34	48 ～ 78	51 ～ 72

注 騒音の測定は、16市町が129地点で実施した。

### イ 高速自動車国道における自動車騒音

高速自動車国道における自動車騒音の実態を把握するため、県では北陸自動車道2地点及び東海北陸自動車道1地点の計3地点において調査を実施しました。

調査結果は、表 2.3.6 のとおりで、北陸自動車道及び東海北陸自動車道における昼間の騒音レベルの年度別推移は、図 2.3.2 のとおりです。

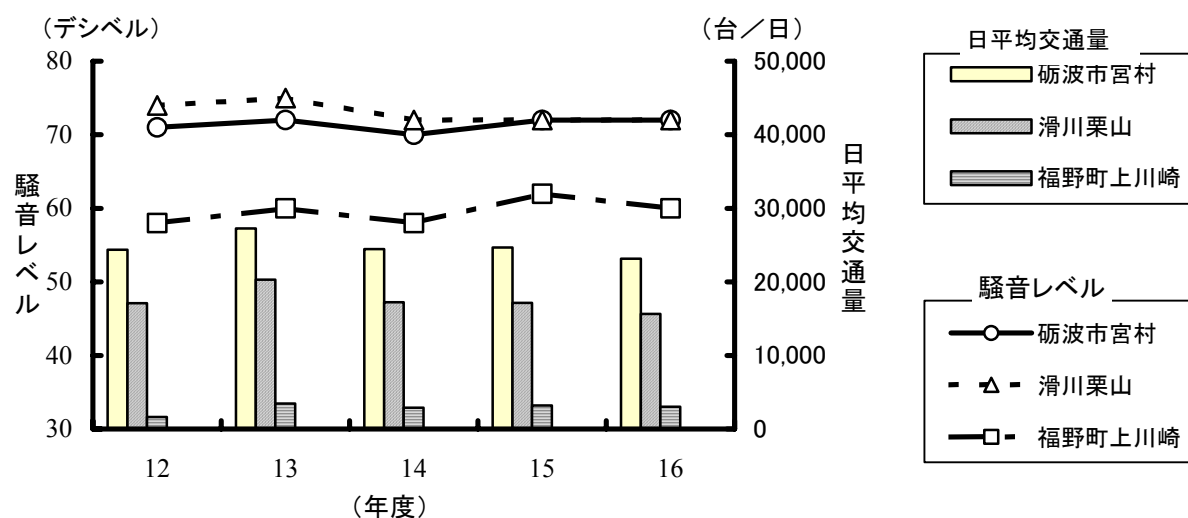
表 2.3.6 高速自動車国道における自動車騒音の調査結果（16年度）

調査地点	時間区分	昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)	交通量 (台/日)
		(6時～22時)	(22時～6時)	
北陸自動車道	砺波市宮村	72	70	23,183
	滑川市栗山	72	72	15,662
東海北陸自動車道	福野町上川崎	60	55	3,041

注 1 調査は、各高速自動車国道の敷地境界で実施した。

2 交通量は、日本道路公団中部支社金沢管理局の調べによる。

図 2.3.2 騒音レベルの年度別推移（北陸自動車道及び東海北陸自動車道、昼間）



(3) 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、県では、60年6月から富山空港周辺地域（富山市）の4地点において、四季ごとに調査を実施しています。

調査結果は表 2.3.7 のとおりで、すべての地点において環境基準を達成していました。また、年平均値の年度別推移は、図 2.3.3 のとおりです。

表 2.3.7 航空機騒音の調査結果

(単位：WECPNL)

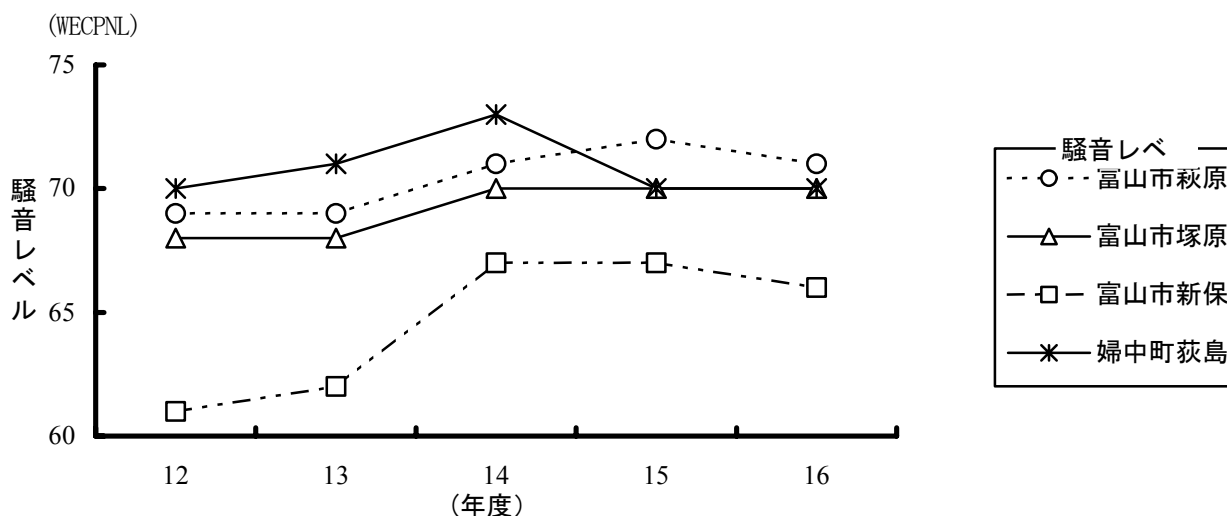
調査地点名	調査時期	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
富山市萩原*	春季	69	68	70	72	70
	夏季	68	70	71	72	71
	秋季	69	70	71	72	73
	冬季	69	66	72	71	70
	年間	69	69	71	72	71
富山市塚原*	春季	68	68	69	71	69
	夏季	68	68	70	70	71
	秋季	69	69	72	71	71
	冬季	68	66	69	70	70
	年間	68	68	70	70	70
富山市新保*	春季	63	58	63	67	66
	夏季	60	63	68	66	67
	秋季	60	58	66	65	65
	冬季	58	64	68	68	64
	年間	61	62	67	67	66
婦中町萩島*	春季	68	72	73	71	72
	夏季	73	68	74	71	72
	秋季	69	72	73	70	68
	冬季	67	72	70	70	68
	年間	70	71	73	70	70
環境基準		75以下（Ⅱ類型）				

注 1 騒音調査結果は、各調査時期においてそれぞれ7日間連続測定したものである。

2 環境基準との評価は、年間値で行う。

3 \*は現富山市である。

図 2.3.3 航空機騒音の年度別推移（年間値）



(4) 工場・事業場への立入検査

騒音規制法及び富山県公害防止条例の対象工場・事業場について、表 2.3.8 のとおり 7 市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持管理状況を調査するとともに、技術指導を行いました。

表 2.3.8 騒音関係の立入検査件数（16 年度）

業種	食料品製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油製品・石炭製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	電子部品・デバイス製品製造業	電気業	その他	合計
立入検査件数	1	1	5	4	12	1	6	8	3	4	4	3	1	2	55

2 振動の状況

(1) 道路交通振動

道路交通振動の実態を把握するため、11 市町が表 2.3.9 のとおり 78 地点において調査を実施しました。

調査結果は、表 2.3.10 のとおりで、すべての地点における振動レベルは、道路交通振動に係る公安委員会への要請限度を十分下回っていました。

表 2.3.9 道路交通振動の調査地点数（16年度）

市 町	調査地点数	市 町	調査地点数	市 町	調査地点数
富山市* <sup>1</sup>	7	滑川市	8	朝日町	5
高岡市* <sup>2</sup>	20	小矢部市	4	八尾町* <sup>1</sup>	2
新湊市* <sup>3</sup>	4	大沢野町* <sup>1</sup>	11	婦中町* <sup>1</sup>	12
氷見市	3	入善町	2	合計	78

注 \*1は現富山市、\*2は現高岡市、\*3は現射水市である。（17年11月1日における行政区分による。）

表 2.3.10 道路交通振動の調査結果（16年度）

区 域 区 分		地点数	昼間（デシベル）	夜間（デシベル）
			8時～19時	19時～翌日8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	23	<30～46 (65)	<30～43 (60)
第2種区域(1)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	32	<30～53 (70)	<30～51 (65)
区域以外		23	<30～57	<30～50

注1 ( )内の数値は、道路管理者又は公安委員会に対する要請限度である。

2 区域区分の地域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域である。

## (2) 工場・事業場への立入検査

振動規制法の対象工場・事業場について、表 2.3.11 のとおり 6 市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行いました。

表 2.3.11 振動関係の立入検査件数（16年度）

業 種	飲料・たばこ・飼料製造業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製品製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	電子部品・デバイス製品製造業	合計
立入検査件数	1	1	1	3	1	3	1	1	3	2	2	19

### 3 悪臭の状況

#### (1) 悪臭の実態調査

県では、悪臭の実態把握と悪臭防止対策の基礎資料を得ることを目的として、飼料・有機質肥料製造業やパルプ・紙・紙加工品製造業等3工場・事業場の敷地境界及び周辺環境等の調査を実施しました。

調査結果は、表2.3.12のとおりであり、悪臭防止法の対象工場・事業場においては規制基準を下回っていました。

表 2.4.12 悪臭の実態調査結果（機器分析法による特定悪臭物質の濃度の測定）

業種	工場・事業場数	測定場所	特定悪臭物質										単位
			アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	
飼料・有機質肥料製造業	1	敷地境界	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.0008 ～ 0.0015	0.0008 ～ 0.0009	<0.0002	<0.0002	ppm
		周辺環境	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002 ～ 0.0007	<0.0002 ～ 0.0004	<0.0002	<0.0002	
その他のサービス業（と畜場）	1	敷地境界	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002 ～ 0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
		周辺環境	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002 ～ 0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	排水口	-	<0.002	<0.001	<0.005	<0.001	-	-	-	-	-	mg/l

表 2.4.13 悪臭の実態調査結果（嗅覚測定法による臭気指数の測定）

業種	工場・事業場数	測定場所	臭気指数
飼料・有機質肥料製造業	1	敷地境界	22
		周辺環境	10未満～18
その他のサービス業（と畜場）	1	敷地境界	10未満～13
		周辺環境	10未満
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	排水口	24